

渡邊辰五郎の先見性

— 渡邊辰五郎、那珂通世、福沢諭吉を通じて見た女子教育 —

中村 精二

The Foresight of Tatsugoro Watanabe

Seiji NAKAMURA

1 はじめに

渡邊辰五郎と福沢諭吉は同時代を生きた教育家である。この二人の女性教育への関わりは那珂通世を介して間接的に結びついていた。その発端は初代の千葉県県令（知事）の柴原和が教育行政刷新のため有用な人材を福沢諭吉に相談したことから始まった。¹⁾

福沢諭吉は『学問のすゝめ』により学制領布、自由民権運動に大きな影響を与え、明治10年代の教育思想は「文部卿（大臣）は三田にあり」といわれるほどの実力者であった。²⁾

また、『学問のすゝめ』のなかで、千葉の佐倉宗五郎を日本唯一の義人と記し、自由民権運動の人々に共鳴を呼んだが、殊に千葉県では義民として宗五郎をあがめ、印旛郡公津村（現成田市）の宗吾霊堂に記念碑を建てることになり、その碑文を諭吉に依頼したといい、千葉と福沢諭吉との関係が深い。²⁾

柴原和（1832～1905）は播磨国龍野藩の志士であったが、後に明治政府に招かれ「三賢令」と云われる名県令となった。後に、元老院議官、高等法院陪審席判事、山形県知事等を歴任した人物である。千葉県令時代には日本で初の県議会の設置、茶、養蚕等殖産の奨励、母性保護のための「育児取締」、千葉師範学校の設置による教育の近代化など多くの業績を残した。^{2) 3)}

さて、福沢諭吉は柴原和の求めに応じ、慶応義塾の卒業生で書生でもあった那珂通世を呼び寄せた。福沢諭吉は当時、大阪、山口に慶応義塾の分校設置を考えていて、那珂通世はそのために赴任していたがうまくいかず帰京していた。明治10年、那珂通世は千葉師範学校、千葉女子師範学校の教師長（教頭）として赴任した。²⁾

学制公布以来、全国に官立の師範学校が設立されていたが、初期にはカリキュラムも教科書も整わないという状況であった。そこで、那珂通世は県令柴原和からゆだねられた、師範学校経営に際し、新しい洋式教育を実現しようとした。国語、英語、算数について新しい教育法を試みた。さら

に、女子特有の教科としての裁縫科の教授法を考えた。²⁾

当時、渡邊辰五郎は千葉長南町の長南小学校で裁縫を教え名声を得ていたが、画期的なひな型による教授法を考案し、同時に明治7年（1874）最初の裁縫教科書を編集した。那珂通世はその活躍に着目し明治12年千葉師範学校の教師補に抜擢した。このときから和洋裁縫伝習所、東京女子師範学校、共立女子職業学校等を通じ、終生この二人の交流が続くことになった。

2 渡邊辰五郎、^{な か み ち よ}那珂通世、福沢諭吉の略歴 ※巻末年表参照

この3人は幕末から明治の激動の時代を生きた人達である。渡邊辰五郎と福沢諭吉の直接の交流を示した資料は今のところ見つかっていないが、すでに述べてきた様に那珂通世を介してこの3人が結びついている。

(1) 渡邊辰五郎の略歴

弘化元年（1844）千葉長南町に平民として生まれる。両親に死別、極貧の子供時代を経て、14才で江戸の仕立て屋に奉公し、和裁、洋裁を学んだ後、地元長南町で仕立て屋を開業した。同時に裁縫塾を始め多くの女子が学んだことから、明治7年、地元の長南小学校で裁縫を教授するようになり、同年裁縫教科書を編纂した。当時、全国の尋常小学校は女子の就学率が低かったことから、裁縫を教科に取り入れる効果が認められ、千葉女子師範学校教頭的那珂通世の目にとまり、明治12年千葉女子師範の教師補に取り立てられた。その後明治14年、東京女子師範の教諭となり、同年、和洋裁縫伝習所を、明治19年共立女子職業学校を併設した。その後、東京裁縫女学校を経て本学の開祖となった。明治40（1903）63才で没。

(2) ^{な か み ち よ}那珂通世の略歴

嘉永4（1851）盛岡で藩士の三男に生まれる。8歳で養子となり16才で上京し昌平学に学ぶ。20才で諭吉の書生となり、慶応義塾に学ぶ。卒業後大阪、萩の義塾分校の教師を経て、諭吉に呼ばれ千葉師範・千葉女子師範教頭となる。そこで辰五郎を認め、千葉女子師範、東京女子師範学校で教育をともにし、退職後共立女子職業学校の設立、東京裁縫女学校顧問など一生を通じて辰五郎とともに生きる。国語学、歴史学を修め『支那通史』等を執筆し、東京師範学校、東京帝国大学等で教鞭をとった。明治41（1908）53才で没。

(3) 福沢諭吉の略歴

天保5（1834）九州中津藩の下級士族の長男として大阪で生まれる。1才の時父が死亡、中津で貧しく育つ。19才で長崎に遊学、20才で大阪適塾の緒方洪庵に蘭学を学ぶ。23才の時藩命で蘭学塾を開き後の慶応義塾の基を作った。24才には横浜で英学に転向、勝海舟等と共に咸臨丸でアメリカに渡る。欧米3回の洋行後、明六社を作るなど、多くの啓蒙書を世に出した。特に『学問のすすめ』は340万部を売り、10人に一人という多くの国民に読まれ学制領布思想の基となった。『日本婦人論』、『女大学評論』等女子教育について多くの著作がある。明治34（1901）66才で没。

3 明治の女性の自由

「他人の手を借りずに自由に裁縫を行う・・・」。これは辰五郎が裁縫教科書（明治30）の序文に書いた言葉である。本学の建学の精神「自主自律」の源がここに記されている。

渡邊辰五郎『裁縫教科書』明治30（下線筆者）

緒言

余は千葉女子師範学校東京女子師範学校並に共立女子職業学校等に於て、裁縫科の教授を担当せること、前後殆ど二十年の久きに及びぬ。・・・思ふは、従来の裁縫教授法を改良することとなり。即裁縫の教授法も他の学科と同じやうに学ぶ者をして容易く覚えしむる工夫をなし、時間と勤労とを少なくして、好き結果を得しむる方法を施さざるべからざることは是れなり況して女子は男子に比ぶれば、其の修行の時期、短小なるに於てをや。・・・

抑も小学校裁縫科の目的は、裁縫の道筋を一通り覚えさせるにあり。即裁方、縫方、積方等を容易に覚えさせ、他日退校の後に至り、他人の力を籍らずして自由に裁縫し得らる、やうに授業するを以て第一の主眼とす。従来の弊とする所は、単に実物によりて縫方一方にのみ力を尽さしむるが為に、衣服を縫ふことは、巧になれども自ら切地を積りて、之を裁つこと能はず。彼の呉服店に至りて、番頭の力を籍るにあらざれば、其の要する生地寸法の積ること能はざるが如きは、余が屢見聞する所なり。是れ全く教授の順序方法を等閑に附せし結果に外ならず。世の教師諸君、もし此の書に抛りて、其の弊を除き、全国の女生徒をして、老少なくして、得る所多からしむるを得ば、ただ余の光榮のみにあらざるなり。

明治14年の政変以来、自由民権運動が弾圧される中で、女性のための自由を述べる事は極めて注目されるべき事である。この教科書に述べられている「他人」は、積算をする番頭等の事であるが、家や夫にしばられ、家の経済も夫に頼っているなかで、技術を得、収入を得る方法を学ぶ事は、明治の女性が「自由」を得る手段であった。

(1) 明治の女性の不平等

明治の女性は江戸時代から続く「女大学」などの女訓じょくんに従って生きることが強いられた。これは中国の陰陽思想に基づく儒教の教えによるもので、女性の仕事は家系の存続の為に子を為すことであり、子が産めないことが離婚の理由とされた。一方男には、江戸時代の大名のように妾を持つ一夫多妻制が事実上認められた。

「女訓じょくん」には、三従さんじゅう、七去しちきょ、五疾ごしつなど女性の不平等を正当化しようとする教えが盛り込まれている。

三従さんじゅうでは、女性は父、夫、子に一生従うことが教えられている。

三従 家に在りては父に従い、人に嫁きては夫に従い、夫死しては子に従う。敢て自ら遂ぐる所なし。（「ひめ鏡」）

七去しちきょでは女性のみ悪い性質として離婚の理由が挙げられている。

七去 されば婦人に七去とて、悪きこと七あり。一にはしゅうとしゅうとめ 嬢ぢやうに順はざる女は去べし。二には子なき女は去べし。是、妻を娶るは子孫相続の為なれば也。然れども婦人の心正しく行儀能よく

して妬^{ねたみ}心なくば去^こずとも同姓の子を養ふべし。或は妾^{てかけ}に子あらば妻に子なくとも去るに及ばず。三には淫乱なれば去る。四には深ければ去る。五に癩病などの悪^{やまい}き疾あるは去る。六に多^{くちまめ}言にて慎みなく物いひ過すは親類とも中悪くなり、家乱るゝものなれば去るべし。七には物を盗心有は去る。此七去は皆聖人の教也。(「女大学」)

五^ご疾では、人間の持っている悪い性格を女性のみの物だとしている。

五^ご疾 凡^{およそ}婦人の心^{こころ}様の悪^{やまい}しき病は、和^{やわら}ぎ順^{したがわ}ざると、怒^{いかり}怨^{うら}むと、人を謗^{そし}ると、ものを妬^{ねた}むと、知恵浅きと也。この五の疾^{やまい}は、十人に七、八は必有り。(「女大学」)

また、明治民法には、男女不平等の離婚の理由が掲げられて云る。例えば、妻の姦通は離婚となるが、夫の場合は刑を受けた場合に限られている。(資料1参照)

(2) 福沢諭吉の女子教育論

福沢諭吉は歴史上で最も女性の幸せを考えた啓蒙家であろう。身分、男女の差別がない平等の立場から、数多くの女子教育論を著した。諭吉は欧米への3回の渡航経験から、西洋の近代女性が、将来のあるべき日本の女性像と考えた。諭吉が理想とする日本女性は、学校教育を受け、経済的に自立し男性と同等に活躍する姿である。そこで当時の「女訓」や明治民法にしばられた日本女性に男女同等の教育により、家庭経営に必要な知識を与え、同時に一夫多妻の悪風を改めて夫婦間に同等の立場を与えようと考えた。

『学問のすゝめ』は、学制領布の思想の基盤となった書物として知られている。そこには、自由、独立、平等について分かりやすい言葉で述べられている。「天賦人權」では、有名な「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と人間の平等についてのべられ、同時に自由について述べている。「実学の効用」では、実学を学ぶことで自分、家、国家の独立がかなうと説いている。「自由の真偽」では、男女それぞれの自由を達するため、他人を妨げないことを説いている。「平民の覚悟」では、学問を身につけ自身に才徳をつけよ、と説いている。「男尊女卑の悪習」では、男尊女卑の不合理について、男が女性を腕力で従わせていると述べている。(資料2参照)

女子教育については、『日本婦人論』等多くの著述を行った。明治初期には女子教育の必要性、西洋の女子と同様な職業の獲得が必要とされるとし、明治30年代には国民としての女性に必要な教育の必要性、女性に必要な実学の分野について述べている。

まず、『女子教育の事』(明治9)では、女子の教育は従来の家事の教育に加え、読み書き、そろばん、母親としての子供の教育のしかたが必要としている。(資料3参照)

次に、日本人を進歩させる為には、日本婦人の心を活発にして身体を壮健にし良い子供を得ることが大切で、西洋の女性がその好例であるとしている(『日本婦人論』明治18)(資料4参照)。そして、西洋では女子は男子と互して多くの職業に就き、そのため経済力により、男子に依存しない独立の精神を持っていると述べている(『日本婦人論 後編』明治18)(資料5参照)。

しかし、教育の内容については、女子は職分が家庭内を治め子供を養育することにあるので、男子とは異なり高尚な学問よりも普通の程度で良いとしながら、多妻に見られる男子専横を防ぐべきとしている(「女子教育と女権」明治28福翁百話)(資料7参照)。

また、より具体的には、男女共に物理学を土台にして専門を学ぶべきとし、女子は特に、物理生理衛生法、地理歴史が大切で特に経済と法律が必要である。それは、夫と別れても生計が営めるため、西洋にはその例が多く見られると記している（『新女大学』明治32）（資料10参照）。

4 ^{りょうさい けんぼ}良妻と賢母の教育

東京裁縫女学校規則に「国家ノ良母タルノ資格ヲ有スル婦女子ヲ出サント欲スル・・・」（明治31）の記述がある（資料25参照）。また、同教旨（明治34）として「広く東西文化の機運を察して、・・・婦道の養成につとめ、・・・嫁しては良妻となり、子を持ちては賢母となり、はた故ありて独立し、一家の主長となりしときは、・・・適実なる職業を操り、以て婦人の天分を完うせしめんと欲するにあり。」とある。（資料29参照）

「国家の良母」の語は、家庭内に女性を位置づける「良妻賢母」ではなく、国民としての女性の資格を意味しており、独立し職業を持って婦人の天分を全うする国家適役割を持つことが掲げられている。

「良妻賢母」は、^{おんりょうていしゆく}「温良貞淑」と並び、戦前の全国女学校の女子修身を代表する思想で、一般には女性を家庭の中に位置づける考えとして知られている。歴史的に幾つかの変化がある。⁴⁾

- ① 母性の大切さから素朴に男女同等の教育を求める「善良なる母」
- ② 儒教的女性観から、女性に特有の徳を求める「良妻」と「賢母」
- ③ 女性に国民としての社会的位置づけを求める「国家的良妻賢母」

①は「善き母となるための女性教育の必要性をを説いたものであり、初代文相の森有礼等が明治初期に説いた。

②の「良妻」「賢母」の語は、森有礼、三輪田真佐子、河原一郎らによって明治20年代に用いられ始めた。

冒頭に上げた東京裁縫女学校規則の「国家の良母」は③の「国家的良妻賢母」に相当する。福沢諭吉は「・・・真実国民の母たるべき女子を造るを目的と定めて其事に注意し、国中の人口を計へて男女の別なく教育普及の実を挙げんこと我輩の希望する所なり。」（『教育普及の実』明治29）（資料8参照）と国民としての女性の役割を論じた。諭吉は当初から、文明の進歩を担う個人と、国民国家を担う主体としての国民の形成を大きな課題としてきた（『文明の概略』明治8年）。

この「国家的良妻賢母」は次いで、日本女子大学創設者である成瀬仁蔵の「国家組織の一員たる婦人妻母」（明治30）、『女鑑』を發刊し、後に愛国婦人会を結成した三輪田真佐子の「軍国の母」（明治30）（資料23・28参照）という女子教育の目的に連なっていく。

成瀬は、女子が帝国の臣民であるからその職責を全うするために良妻賢母が必要だとしている。

また、三輪田真佐子は女子教育を国体と一致させるため軍国の母となることに適した思想を与えるべきだとしている。（資料23参照）

これ等とは別に、女性の経済的な救済という立場から、また、近代女性の育成という目的から本学の職業、技芸の教育が行われたことは特筆すべきである。

福沢諭吉は、「文明開化次第に進みゆくときは、女子に職を執るとは珍しからぬ例にして」（『日本婦人論後篇』福沢諭吉 明治18）（資料5参照）、と近代化が進めば女子の職業は珍しくなくなると述べている。また、渡邊辰五郎、那珂通世等が設立した共立女子職業学校の規則には「女子として文明の世に身を処する」と女性の社会進出が唱われている。（「共立女子職業学校規則適用」明治19）（④）（資料16参照）

東京裁縫女学校教旨にある「東西文化の機運を察して」、「適実なる職業を操り」の文言は、福沢諭吉が目指した近代女性育成の実現に連なり、それを渡邊辰五郎が実現させたのである。

①～③の3つに区分された考え方を列記すると次のようである。

まず、①「善良なる母」の教育としては、初代文相であった森有礼は明治7年に母性を有効に用いるには学術、物理の概要を学ぶことが必要だとした。（資料11参照）また、東京女子師範学校校長の中村正直は、「善き母」を造るために男女同等の教養が必要とした。（資料12参照）さらに、文部省は中人以上の女子に「順良適実」の中等教育を授けることを通牒している。（資料13参照）

次に②「良妻」と「賢母」の教育としては、前述の森有礼が明治20年に、女性教育の主眼は人の良妻となり、賢母となると述べたことを始まりとし（資料17参照）、明治20年宮内庁の『婦女鑑』（資料18参照）、明治24年三輪田真佐子他の『女鑑』（資料19参照）を早い例とし、樺山資紀文相の「高等女学校制定の理由」（明治32）（資料27参照）、菊池大麗文相の「婦人の使命」（明治35）（資料31参照）、小松原文相の教育講習会挨拶（明治43）（資料32参照）、文部省白仁学務課長の「高女令施行規則」の目的（明治41）（資料33参照）と、文部省を通じて全国に広げられた。

さらに、③「国家的良妻賢母」の教育としては、京都女学校校長であった河原一郎が、明治25年に、賢女は国家の品位を高める元素であるとした（資料20参照）。福沢諭吉は明治29年、前述の、『教育普及の実』のなかで、「国民の母たるべき女子」を造ることを教育の目標としている（資料21参照）。また、成瀬人蔵の「日本女子大学設立趣意書」（明治29）（資料22参照）、三輪田真佐子の「女子教育の方針」（明治30）（資料23参照）、高等女子師範学校の教授で共立女子職業学校設立の発起人の一人であった、中川謙次郎の福島での演説（資料24参照）、「東京裁縫女学校規則」（明治31）（資料25参照）、福沢諭吉の「女子教育の方針」（明治32）（資料26参照）、成瀬人蔵の「女子教育の理念」（明治34）（資料30参照）と続く。

これらとは別に、職業を持った近代女性の育成については、前述のように福沢諭吉の「日本婦人論 後篇」（明治18）（資料14参照）、「共立女子職業学校設立の趣旨」（明治19）（資料15参照）、「共立女子職業学校規則適用」（明治19）（資料16参照）、「東京裁縫女学校一覧」（明治34）（資料29参照）がある。

5 「造人の術」

渡邊辰五郎は晩年の著述である「裁縫は造人の術なり」の中で、裁縫教育の本質は人格の教育にあるとした。技術は容易に教えられるが、人格は講義では教えられず、裁縫の実技を通じてのみ可能であるとし、それを「造人の術」と呼んだ。さらにそのためには、教育者は高潔な人格を持たな

ければいけないと説いている。以下にその概略をあげる。

「裁縫は造人の術なり」渡邊辰五郎（病中口中筆記を「裁縫と家事」に掲載）⁵⁾

「裁縫は造衣の術である事は、大体に於いて異論はないが、唯それだけとしたならば、長年の月日をかけて、多大の努力を費^{ついで}して学習する事は、如何にも惜しい様な気がする。今少し簡単に片付ける方法も考へなくてはなるまい。又男子の中学の様に、むしろ裁縫はぬきにしてしまつて、大体の学科を中学と同様にし、中学卒業生の力と高女卒業生の力とを同程度にするか、或は男女同一課程の中学に男女共学にするか、そうして卒業後女子に造衣の術の必要な人だけ、一年ばかりも、別に裁縫を学校で習ふか、仕立屋で習ふかすれば沢山ではないか、さうして造衣の術の必要な人だけ、一年ばかりも、別に裁縫を学校で習ふか、仕立屋で習ふかすれば沢山ではないか、さうして造衣の術を必要でないとする人は、之を習はずに、……各家庭で裁縫は一切せぬ事とし、……家庭外の専門の仕立屋に渡してするか……此の方が今後の学校と家庭と社会との三方向から、自然とそい云う風の傾向となつて行くのではなからうか。かうなつて行くと、今日の所謂裁縫家の金科玉条とする『裁縫は日本婦人の天職なり』と云ふ常套語も、そろそろ根本がぐらつき出しはしないか、ここに於て余は考へるに裁縫は、そんな単純な且つ軽易な物ではなくて、実に実に重い重い使命を持ったものである。即ち裁縫は造衣の術なると共に『造人の術である』と云ふのである。(略)」

福沢諭吉は、代表的な著書『文明論之概略』（明治8）（資料34参照）のなかで、智徳の発生が文明の進歩に関係するとし、「智徳の両者を備え完全な人間となるべき」と、智と徳の両者を兼ね備えるべきことを論じている。

また、徳義を得るには言葉で伝えられるものではなく、「今人の言行^{げんこう おんげん}を聞見してその徳行^{とくぎょう}に倣うべき」と人格に備わつた言葉や徳行を見習うことこそが必要だと述べている。

さらに、『文明教育論』（明治22）（資料6・35参照）のなかで、教育は知識教育のみではなく、知識と道徳が一致し、記憶、推理、創造の諸能力平均を保ち「完全な人心」を保つことを理想としている。

渡邊辰五郎、福沢諭吉の両者は共に、知識教育のみでは完全でなく、徳育教育を併せて行うことが必要だとしている。福沢諭吉は具体的な教育の方法までには及んでいないが、渡邊辰五郎は、裁縫の教育こそが「造人の術」として有効であるとし、結果として数多くの女性の指導者を世に送りだした。

6 まとめ

1, 2章では、本稿の前提である渡邊辰五郎、那珂通世、福沢諭吉の関係がなぜ生まれたのか、また、これら3名の略歴から生きた時代を明らかにした。

3章では、渡邊辰五郎が掲げた女性の「自由」は、明治時代の女性にとってどのような意味を持っていたのか、また、福沢諭吉は女性が職業を持ち、実学を学ぶことを理想としたことを述べた。

4章では、東京裁縫女学校の校則に掲げられた「国家の良母」等の目標が女性教育の立場からどのような位置にあるかを考え、それが、福沢諭吉が理想とした「国民の母たるべき女子」と共通していることを明らかにした。

5章では、渡邊辰五郎の晩年の言葉である「裁縫は造人の術なり」という考えと、福沢諭吉が教育の理想とした「知恵と徳義」を比較して考え、この両者が共通していることを延べた。

これらを通して、渡邊辰五郎と福沢諭吉は女性教育への高い理想を持ち、職業を持った近代女性を育成しようとする共通の目標を持っていた。そして渡邊辰五郎は、裁縫という方法を用いてその理想を具現化したのである。

そのことが、本稿のテーマである「渡邊辰五郎の先見性」の大きな一つといえる。

[資料編] (下線筆者)

1 「明治の離婚法」(民法親族編第八百十二条)

夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一 配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ
- 二 妻カ姦通ヲ為シタルトキ
- 三 夫カ姦通罪ニ因リ刑ニ処レラレタルトキ

以下略

2 『学問のすゝめ』初編 福沢諭吉 明治4²⁾

2-1 天賦人權 「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」といへり。されば、天より人を生ずるには、万人は万人みな同じ位にして、生まれながら貴賤上下の差別なく、万物の靈たる身と心との働きをもって、天地の間にあるよろづの物を資り、もって衣食住の用を達し、自由自在、互いに人の妨げをなさずして、おのおの安楽にこの世を渡らしめたまふの趣意なり。

2-2 実学の効用

学問とは、ただむづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を楽しみ、詩をつくるなど、世上に実のなき文学をいふにあらず。・・・一科一学も実事を押へ、その事に就きその物に従ひ、近く物理の道理を求めて、今日の用を達すべきなり。右は人間普通の実学にて、人たる者は貴賤上下の区別なく、みなことごとくたしなむべき心得なれば、この心得ありて後に、士農工商おのおのその分を尽くし、銘々の家業を営み、身も独立し、家も独立し、天下国家も独立すべきなり。

2-3 自由の真偽 「学問をするには分限ぶんげんを知ること肝要なり。人の天然生まれつきは繋つながれず縛しばられず、一人前の男は男、一人前の女は女にて自由自在なる者なれども、ただ自由自在とのみ唱えて分限を知らざれば、我儘放蕩わがままほうとうに陥ること多し。すなはちその分限とは、天の道理に基づき、人の情に従い、他人の妨げをなさずして、わが一身の自由を達することなり。・・・略・・・」

2-4 平民の覚悟

「・・・身に才徳を備へんとするには、物事の理を知らざるべからず。物事の理を知らんとす

るには、字を学ばざるべからず。これすなはち学問の急務なるわけなり。昨今のありさまを見るに、農工商の三民は、その身分以前に百倍し、やがて士族と肩を並ぶるにのひに至り、・・・略」

2-5 男尊女卑の悪習（第八編 明治7）

「・・・そもそも世に生まれたる者は、男も人なり、女も人なり、この世に欠くべからざる用をなすところをもっていへば、天下一日も男なかるべからず、また女なかるべからず。その効能いかにも同様なれども、ただその異なるところは、男は強く、女は弱し。大の男の力にて女と闘わば、必ずこれに勝つべし。すなはちこれ男女の同じからざるところなり。・・・略・・・」

3 『女子教育の事』 福沢諭吉 明治9⁶⁾

「従来我国とて女子の教育全くなきに非ず。大抵の家の娘は嫁入前に機事針仕事も荒増、一家の世帯を引受くるの風も一通りは修行するに非ずや。固よりこれを以て充分なりとすべからず。読み書きの稽古、十露盤の稽古、又子供の母となりてこれを教育するの仕方も習はざるべからず。

4 『日本婦人論』 福沢諭吉 明治18⁷⁾

「(略) 扱我輩が自力に依て人種改良を行はんとするは、先ず日本国の婦人の心を活発にして、随て其身体を強壯にし以て好子孫を求めんと欲する工夫なり。

・・・西洋の婦人は概して責任の重きものと云わざるを得ず。・・・凡そ男子の為す所のことにして婦人の為すを禁ずるものなし。学識あるものは文を以て鳴り、世才あるものは才を以て聞え、少小の教育は以て終身の用をなし、・・・我輩の所望は、我日本の女子をも其進歩の第一着として先ず西洋の女子の如くならしめんと欲するに在り、・・・」

5 『日本婦人論 後篇』 福沢諭吉 明治18⁸⁾

「文明開化次第に進みゆくときは、女子に職を執るは珍しからぬ例にして、既に亜米利加などにては、婦人にして電信の技術そのほか様々の職工たるのみならず、あるいは医師となり、あるいは商人会社の書記、または政府の官員たる者も多くして、その仕事次第にては、男子よりもかえって用便になることありという。・・・

・・・身に財産を所有して兼ねてたしなみの芸能あれば、生涯男子に依頼するに及ばず、独立の精神も自然にこれによりて生ずべし。」

6 『文明教育論』 福沢諭吉 明治22⁹⁾

「もとより智徳の両者は人間欠くべからざるものにて、知恵あり徳の心あらざる者は禽獣にひとしく、これを人非人という。また徳義のみを脩めて知恵の働あらざる者は石の地蔵にひとしく、これまた人にして人にあらざる者なり。・・・

もとより直接に事物を教えんとするもでき難きことなれども、その事にあたり物に接して狼狽せず、よく事物の理を究めてこれに処する能力を發育することは、ずいぶんでき得べきことにて、すなわち学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の發達を妨げずしてよくこれを發育するための具なり。教育の文字ははなはだ穩当ならず、よろしくこれを發育と称すべきなり。・・・本来、人心發育の理において、人の能力は一にして足らず、記憶の能力あり、推

理の能力あり、創造の働ありて、この諸能力が各^{おのおの}その固有の働をたくましゅうして、たがいに領分を犯さず、また他に犯されずして、よく平均を保つもの、これを完全の人心という。……」

7 『女子教育と女権』 福沢諭吉 明治29 (福翁百話)¹⁰⁾

「女子の教育固より^{なおざり}等閑にすべからず。学問上の心得なくしては飯を炊くことも叶わぬ筈なり。況して其以上の針仕事、料理向より、病人の看護、子供の養育等、家事万端に就き無学文盲にてはとても家に居ることは叶はず。学問教育の大切なるは男女共に同様にして相違なしと^{いふ}雖も、結婚の上にて、婦人に限り家の内を治め又子を養育するの職分ありて外事に関係すること少なく、……平均の処にて婦人の為に特に奨励すべきは、唯普通の教育知見のみ、高尚なる学育は先ず第二の事として差支えなかるべし。……^{かりそめに}苟も世に多妻の醜風を禁ずるか、^{たと}仮令ひこれを禁ずるに至らざるもこれを醜視するの風を成して、男子専横の道を塞ぐにあらざれば、婦人社会は依然として旧時の如くなるべし。」

8 『教育普及の実』 福沢諭吉 明治29¹¹⁾

「……智徳身体の教育に至りては国力の如何に関係するものなれば、男子たるものも眼前の出来心を抑へて永遠の利害に訴え、眞実国民の母たるべき女子を造るを目的と定めて其事に注意し、国中の人口を計へて男女の別なく教育普及の実を挙げんこと……」

9 『女大学評論』 福沢諭吉 明治32¹²⁾

「成長して他人の家に行くものは必ずしも女子に限らず。男子も女子と同様、総領以下の次三男は養子として他家に行くの例なり。女子の身に恥ず可きことは男子に於ても亦恥ず可き所のものなり。……」

10 『新女大学』 (福沢諭吉 明治32)¹³⁾

「一 ……貴賤富貴に論なく女子教育の通則として、^{きて}扱学問の教育に至りては女子も男子も相違あることなし。第一物理学を土台にして夫より^{それ}諸科専門の研究に及ぶ可し。……今の女子をして文明普通の常識を得せしめんと欲する者なり。物理生理衛生法の初歩より地理歴史等の大略を知るとは固より大切なることにして、本草なども婦人には面白き^{たしな}嗜みならん。殊に吾輩が日本女子に限りて是非とも其知識を開発せんと欲する所は、社会上の経済思想と法律思想の此二者に在り。

一 ……若し万一も早く夫に別れて、……吾輩の言う女子に経済の思想を要すとは此辺の意味なり。……但し婦人に財産を与えても自ら之を処理するの法を知らざれば、幾千万の金も有て無きが如し。……詰り自分一人の責任こそあれば、之に処するの法決して安からず。西洋諸国良家の女子には此辺の事に就て漠然たらざる者多しと言う。」

11① 「妾妻論 四」 明治7 森有礼 明六雑誌¹⁴⁾

「……母たるものは常にその意想を高くせざるべからず。……ゆえに、女子はまず學術、物理の大体を得、その知界を大にしてその愛財の用法を通知せざるべからず。」

12① 「善良なる母を造る説」 明治8 中村正直 (東京女子師範学校校長) 明六雑誌¹⁵⁾

「……さて善き母を造らんには女子を教るにしかず。……男女の教養は同等なるべし……」

13① 女子中等教育についての通牒 明治15 文部省普通学務局⁴⁾

「……専ラ中人以上ノ女子ニ順良適実ノ教育ヲ授クルヲ主眼とし……」

14④ 『日本婦人論 後篇』福沢諭吉 明治18⁸⁾

文明開化次第に進みゆくときは、女子に職を執るは珍しからぬ例^{ためし}にして、既に亜米利加などにては、婦人にして電信の技術のほか様々の職工たるのみならず、あるいは医師となり、あるいは商人会社の書記、または政府の官員たる者も多くして、その仕事次第にては、男子よりもかえって用便になることありという。……

15④ 「共立女子職業学校設立の趣旨」 明治19年4月¹⁶⁾

……自ら生業を営むことを知れる者甚少なし、一朝其柱と頼める父兄良人の不幸あるにあへば……女子の教育いまだ遍^{あまね}からずして、実業を授くるの道行はれざるに由るなり、

16④ 「共立女子職業学校規則適用」 明治19¹⁷⁾

「凡そ女子には女子に特有の気性あるものなれど之に適する事業素より少なからざれども従来我邦にては女子に技芸職業を授くる学校なきにより仮令資性の優れる婦女なりとも其特有の気性を暢発すること得ず……且諸科を授くるには総て之を学理に徹し女子として文明の世に身を処するの綱要と知らしめんすこれ余輩が年少の女子をして天賦の特性を暢発せしめ益々世間有用の人からしめんと欲するの微意に過ぎざる而^{のみならんや}已」

17② 森有礼(文相) 明治20 中国地方学事巡業中の説示⁴⁾

「女子教育の主眼……、人の良妻となり賢母となり一家を整理し子弟を薫陶するに足る気質才能を要請するに在り、女子教育の興否は国家の安否に関係するを忘るべからず」

18② 『婦女鑑』 明治20 宮内庁⁴⁾

「……婦女賢にして家道興り、人才育す……一婦の賢否は家道の興衰の関するところに於て、一家の興衰は即ち天下治下隆替の基づくところに於て、……」

19② 「女鑑」 明治24 「女鑑発刊趣旨」 三輪田真佐子他⁴⁾

「女鑑は、貞操節義なる日本女子の特性を啓発し、以て世の良妻賢母たるものを養成するを趣旨とする」

20③ 「女子教育ニ就テ」 河原一郎(京都女学校校長) 明治25⁴⁾

「人材ヲ要請セント欲スレバ先ズ賢母ヲ作ルニ務メザルベカラズ、賢女ハ実ニ国家ノ品位ヲ高メル元素ニシテ国家ノ品位ハ一ニ女子智徳ノ深淺ニ関スルト云フベシ」

21③ 「教育普及の実」 福沢諭吉 明治29¹⁸⁾

「……智徳身体教育に至りては国力の如何に関係するものなれば、……眞実国民の母たるべき女子を造るを目的と定めて其事に注意し、国中の人口^{かぞ}を計へて男女の別なく教育普及の実を挙げんこと我輩の希望する所なり。」

22③② 「日本女子大学設立趣意書」 明治29 成瀬仁蔵(日本女子大学創設者)⁴⁾

「女子も亦帝国の臣民なるが故に……国家組織の一員たる婦人妻母をして、其の職責を完ふする……」「……女子には女子の尽くすべき自然の天職なるものあり。その主旨なるものは、即ち、賢母良妻となるこれなり。しかるに、良妻賢母たるは、決して容易なるものにあらず……」

23③ 「女子教育の方針」 明治30 三輪田真佐子⁴⁾

「国家精神の基なる女子教育は、必ず国体と一致せざるべからず。」「……由りて未来の海軍児、軍国の母たるに適する思想を女子に与えざるべからず」

24③ 「中川謙次郎福島での演説」 明治30 中川謙次郎（女高師教授、共立職業学校発起人）⁴⁾

「鞏固なる国民的観念を有するは、良妻賢母たるべき第一必要の資格なりといふべし」

25③ 「東京裁縫女学校規則」 明治31年改正¹⁹⁾

本校ハ和洋裁縫得思ノ向ノ為メニ設クルモノナレハ主トシテ和洋裁縫及手芸ヲ教授シ併テ修身、礼式、家事、経済、教育、数学、習字、生花、茶湯ヲ教授シ知得ヲ涵養シテ以テ国家ノ良母タルノ資格ヲ有スル婦女子ヲ出サント欲スルニアリ

26③ 「女子教育の方針」 明治32 「教育時論」⁴⁾

「外国語を囀り算数理化の学に精しと雖も、家事の整理に拙にして、……育児に迂なるが如き官女の夫人を出すことなく真に此の過渡期時代の国情に適応して次代国民の女たるに足るべき人物を育成せんことを望むもの也」

27② 「高等女学校令制定の理由」 樺山資紀（文相） 明治32 「教育時論」⁴⁾

「健全ナル中等社会ハ独り男子ノ教育ヲ以テ養成シ得ルモノニアラス、賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ齊へ初テ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ベシ」

「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故ニ優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資質ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必須ナル學術技芸ヲ知得セシメンコトヲ要ス」

28② 「日本女学校（相模女子大学）三輪田真佐子校長挨拶」 明治32 「女鑑」

「本校の目的は、所謂、良妻賢母となり得る資格を作るにあるを以て、文部省の高等女学校令の通りの学科を課する積でございます」⁴⁾

29④ 「東京裁縫女学校一覧」 明治34年

●東京裁縫女学校教旨

我東京裁縫女学校教育の趣旨とする処は、本邦婦人として欠くべからざるの裁縫業を授け、広く東西文化の機運を察して、服装の改良発達をはかると同時に、婦道の養成につとめ、淑徳優美にして而かも貞烈なる、日本婦人の特質を發揮するにあり。……嫁しては良妻となり、子を持ちては賢母となり、はた故ありて独立し、一家の主長となりしときは、社会の趨勢に順がひ、適実なる職業を操り、以て婦人の天分を完うせしめんと欲するにあり。²⁰⁾

30③ 「女子教育の理念」 明治34 成瀬仁蔵⁴⁾

1 女子を、人として教育すること 2 女子を、婦人として教育すること 3 女子を、国民として教育すること

31② 「婦人の使命」 明治35 菊池大麗（文相）⁴⁾

「……結婚して良妻賢母となると云ふことが将来多数の仕事であるから、女子教育と云ふものは此の任に適しせしむると云ふことを以て目的とせねばならぬのである。」

32② 「教員講習会挨拶 明治43 小松原文相」（教育時論）⁴⁾

「女子教育の要は、一家の主婦として能く其の子女を養成すべき健全の女子を育成するにあり」
「家政科に重きを置き、良妻賢母主義に依って訓育を施し、……温良貞淑の女子を養成せざるべからず」

33② 「高女令施行規則」の目的 明治41 白仁学務課長（教育時論）⁴⁾

「実際の良妻賢母を養成せん方針にて、従来の規則的詰込主義を変更し、其実情に適合せる教育を施さしむる」

34 『文明論之概略』（巻の3 第6章 智徳の弁）福沢諭吉 明治8²¹⁾

「知恵と徳義とは、あたかも人の心を両断して、^{おのおの}各 其の一方を支配するものなれば、いずれを重しと^な為しいずれを軽しと為すの理なし。二者を兼備するにあらざれば、これを^{じゅうぜん}十全の人類というべからず。」

「徳義の事は形を以て教ゆべからず。これを^{まなび}学て得ると得ざるとは、学ぶ人の心の工夫にありて存せり。^{たと}譬えば、経書に記したる^{こつきふくれい}克己復礼の四字を示して、その字義を^{もと}知さしむるも、固よりいまだ道^{つまびらか}を伝えたりといふべからず。故にこの四字の意味を^なお詳にして、克己とは一身の私欲を制することなり、復礼とは自分の^{たちかえり}本心に立返して身の分限を知ることなりと、丁寧反復これを説得すべし。教師の^{はたらき}働はただこれまでにて、他に道^{つたう}を伝^{にんにん}るの術なし。この上はただ人々の工夫にて、あるいは^{こじん}古人の書を読み、あるいは^{げんこう}今人の言行を^{ぶんけん}聞見してその徳行に倣うべきの^みみ。いわゆる以心伝心なるものにて、あるいはこれを^{ふうか}徳義の風化という。」

35 『文明教育論』福沢諭吉 明治22²²⁾

「今日の文明は知恵の文明にして、知恵あらざれば何事もなすべからず、……
もとより智徳の両者は人間欠くべからざるものにて、知恵あり^{きんじゅう}道德の心あらざる者は禽獸にひとしく、これを人非人という。また徳義のみを^{おさ}脩めて知恵の働あらざる者は石の地蔵にひとしく、これまた人にして人にあらざる者なり。……」

もとより直接に事物を教えんとするもでき難きことなれども、その事にあたり物に接して狼狽せず、よく事物の理を究めてこれに処する能力を發育することは、ずいぶんでき得べきことにて、すなわち学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の發育を妨げずしてよくこれを發育するための具なり。教育の文字ははなはだ穩当ならず、よろしくこれを發育と称すべきなり。……」

……本来、人心發育の理において、人の能力は^{ひとつ}一にして足らず、記憶の能力あり、推理の能力あり、創造の働ありて、この諸能力が^{おのおの}各 其の固有の働をたくましゅうして、たがいに^{おか}領分を^{おか}犯さず、また他に^{おか}犯されずして、よく平均を保つもの、これを完全の人心という。……」

「渡邊辰五郎の先見性」関係年表

渡邊辰五郎		那珂通世		福沢諭吉	
				1834天保5	中津藩大阪蔵屋敷に誕生
				1837天保7	1歳 父百助が死亡、大分中津に引き上げ
1844弘化元	千葉県長南町に誕生				
		1851嘉永4	盛岡城下で藩士の三男として誕生		
				1854安政元	19歳 蘭学修行のため長崎遊学
				1855安政2	20歳 大阪緒方洪庵の適塾に入塾
1858安政5	仕立屋、鳥居清吉に奉公			1858安政5	23才 藩命により江戸で蘭学塾を開く。慶応義塾の起源
		1859安政6	江幡家に養われる	1859安政6	24才 横浜で英学に転向
				1860万延元	25才 咸臨丸で渡米、4カ月後に帰国
				1861文久元	26才 暹欧使の翻訳方として渡欧、翌年帰国
		1866慶応2	作人館の句読師となる。養家に入籍	1866慶応2	31才 「西洋事情」他刊行
				1867慶応3	32才 暹米使節で再び渡米、6月帰朝
					「人民の教育」
1866明治元	長南町で仕立屋開業			1866明治元	33才 塾を芝に移し慶応義塾と命名
		1867明治2	那珂氏に復性、道世と改名。上京し近侍となる		
			昌平学に入學。藩命で帰国		
		1868明治3	県学大得業生となる		
		1871明治4	上京。北門社明治新塾に寄宿	1871明治4	36才 塾を三田の現地に移転
		1872明治5	慶応義塾の変則科(速成科)に入學	1872明治5	37才 「学問のすゝめ」初刊行(明治9年まで17編続刊)
				1873明治6	38才 森有礼らの明六社結成に参加
1874明治7	長南小学校で裁縫を教授、雛形尺、袖方、襷型を考案。裁縫教科書を編纂	1874明治7	慶応義塾を卒業、大阪分校の教師となる	1874明治7	39才 「男尊女卑の悪習」
		1875明治8	萩、巴城学舎の教師となる	1875明治8	40才 「教育の力」
		1876明治9	萩から帰京	1876明治9	41才 「女子教育の事」「疑ひの世界に真理多し」
1877明治10	「裁縫掛け図」による一斉授業	1877明治10	千葉師範学校、女子師範学校の教師長となる		
1878明治11	市原の舞鶴小学校を兼務	1878明治11	千葉師範学校校長千葉女子師範学校総理	1878明治11	43才 東京府議員、副議長となり直ちに辞任 「教育説」
1879明治12	那珂通世の招きで千葉師範学校の教師補となる	1879明治12	千葉教育会長。東京女子師範学校訓導兼幹事	1879明治12	44才 東京学士院初代会長となるが一年で辞任
1880明治13	「普通裁縫教授書」著、全国の女子師範学校、女学校の教科書となる	1880明治13	教則取調掛兼務。東京女子師範学校模範補習導	1880明治13	45才 「教育の目的」
1881明治14	湯島に和洋裁縫伝習所設立。「普通裁縫算術書」著	1881明治14	東京女子師範学校校長兼務	1881明治14	46才 政府機関新聞の発行を承諾したが政変で中止
			東京女子師範学校の教員となる(～19)。伝習所で洋裁を50人に教授	1882明治15	47才 「時事新報」刊行
1882明治15	「たちぬひのおしへ」著				
1883明治16	文部省御用掛となる				

1884 明治 17	校舎を移転、和洋裁、礼法、点茶、生け花、造花、刺繡を教授								
1885 明治 18	文部省から女子師範学校教員免許状を受ける	1885 明治 18	師範学校条例取調委員。東京師範学校教諭となる	1885 明治 18	50 才	「日本婦人論」「日本婦人論後篇」刊行			
1886 明治 19	女子師範学校を離職	1886 明治 19	東京師範学校教諭を辞職						
	伝習所内に「女子職業学校を併設」、その後本郷、神田に移転								
		1888 明治 21	高等師範学校幹事に復職後元老院書記官・奏任官に転任		1887 明治 20	52 才	「国民の教育」		
		1890 明治 23	元老院廃止で非職。	1889 明治 22	54 才	「文明教育論」			
		1891 明治 24	華族女学校教授兼学監補助。第一高等中学で支那歴史の授業囑託	1890 明治 23	55 才	慶応義塾大学設置			
1892 明治 25	東京裁縫女学校に改称 和洋裁、礼法、点茶、生け花、造花、刺繡に修身、家事、教育、習字を加える								
		1893 明治 26	華族女学校を非職。高等師範学校等で講義。「高句麗古碑考」						
		1894 明治 27	第一高等中学校教授兼高等師範学校教授						
1895 明治 28	大日本女学会の通信教育で裁縫を担当(～40)								
	共立女子職業学校を辞職								
		1896 明治 29	帝大文科大学講師囑託、支那通史を担当	1896 明治 29	61 才	「女子教育と女権」「教育普及の英」(福翁百話)			
1897 明治 30	「裁縫教科書」3巻を発行	1897 明治 30	第一高等学校教授を兼務						
	東京裁縫女学校規定(31改正)(・・・主として和洋裁縫及手芸を伝授し併せて修身、礼式、家事、経済、教育、数学、習字、生け花、茶湯を伝授し知能を涵養して以て国家の良母たるの資格を有する婦女子を出さんと欲するにあり)								
1898 明治 31	本郷区東竹町に移転、従来の10科に国語、算数、英語、編み物に加え造花を廃す								
1899 明治 32	長男滋、東京裁縫女学校幹事補となり渡米留学(～35)								
1900 明治 33	教員養成会(～40)開設、裁縫教授法・家政・国語・算術・教育を開講	1901 明治 34	文学博士を授与	1899 明治 32	64 才	「女子教育の方法」			
1902 明治 35	長男滋帰国、新式洋服裁縫を教授			1900 明治 33	65 才	「婦人もまたその責を免れず」			
				1901 明治 34	66 才	脳出血再発により没			
		1903 明治 36	早稲田大学で東洋史の講義を囑託						
1904 明治 37	家事科を必須科目とする	1904 明治 37	東京帝大文科大学講師を辞職						
1903 明治 40	63 才、没								
		1908 明治 41	53 才、自宅で没						

おわりに

本稿は、平成23年に行われた「本学の創立と建学の精神から東京家政大学への歩みに学ぶ日本の文化と歴史」の連続講演の第5回で発表した際のテキストに加筆したものである。

従って、学生が使いやすいように、できるだけルビをつけ、また、資料として原文を多く取り入れるように心がけた。

執筆に際し、渡邊辰五郎に関する資料はすべて、本学博物館より提供されたものです。ここに深く感謝いたします。

註

- 1) 窪寺絃一. 東洋学事始. 平凡社, 2009, p.109.
- 2) 伊藤正夫校注 福沢諭吉. 学問のすゝめ. 講談社学術文庫2006, p.323.
- 3) フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
- 4) 深谷昌志. 良妻賢母主義の教育. 黎明書房, 1998, pp.43～172.
- 5) 新治吉太郎. 渡邊辰五郎翁伝 (複製版). 東京家政大学出版部. 2009, pp.72～81.
- 6) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.188～.
- 7) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.190～.
- 8) 福沢諭吉. 中村敏子編. 福沢諭吉家族論集. 岩波文庫. p.47～.
- 9) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.81～.
- 10) 福沢諭吉. 福翁百話. 慶応大学出版会. 2009, p.90～.
- 11) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.199～.
- 12) 福沢諭吉. 林望監修. 女大学評論・新女大学. 講談社学術文庫, 2001, p.19～.
- 13) 福沢諭吉. 林望監修. 女大学評論・新女大学. 講談社学術文庫, 2001, p.19～.
- 14) 山室信一 中野目徹校注. 明六雑誌 (中). 岩波文庫, 1999, p.188～.
- 15) 山室信一 中野目徹校注. 明六雑誌 (下). 岩波文庫, 1999, p.123～.
- 16) 共立女子学園の100年. 学校法人共立女子学園
- 17) 共立女子学園の100年. 学校法人共立女子学園
- 18) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.199～.
- 19) 東京家政大学博物館所蔵
- 20) 東京家政大学博物館所蔵
- 21) 福沢諭吉. 松沢弘陽校注. 文明論之概略. 岩波文庫. 1995, p.119～.
- 22) 福沢諭吉. 上沼八郎編. 福沢諭吉教育論集. 明治図書 p.84～.